

小学校入学資金
R.8.5.1時点で函館市に住所を有する小1となった子1人あたり入学資金10万円を保護者に支給します。
▶申請が必要なお方へは、申請書類を、5月下旬以降に発送します。
▶申請期間 5/29(金)～8/31(月)
▶子ども企画課 ☎21-3768

「こどもの日」児童館臨時開館
5/5(祝)9:00～18:00
児童館センター、児童館22カ所、古川母子の家
▶子ども健やか育成課 ☎32-1517

放課後子ども教室ポランテア募集
市内10の小学校で実施している放課後子ども教室にご協力いただけるポランテアを募集しています。
▶小学校の放課後に2時間程度、学校の体育館や多目的教室で子ども達の遊びやスポーツ等の活動を見守る
▶実施校により異なる
▶子ども健やか育成課 ☎32-1527

性暴力被害者相談「函館・道南SART」
性暴力の被害に遭われた方やご家族からの相談に応じ、必要な情報は供や支援をコーディネートします。
▶平日、10:00～17:00(生年開始)<
▶専用相談ダイヤル ☎85-6825

障害者地域生活支援事業利用者負担額等の改正
7月1日から下記事業の利用者負担額等が変わります。
▶対象事業
日常生活用具給付等事業、移動支援事業、障害者アイサービス事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業
▶主な改正内容
利用者の負担額を基準額またはサービスマン費用の1割に変更(上限月額あり)
※生活保護受給世帯、市民税非課税世帯は負担なし
▶問い合わせ先 保健福祉課 ☎21-3263

家族介護用品給付事業
対象者に紙おむつ等を購入できる利用券を給付します。
▶要介護3・4・5と認定された方を在宅で介護するご家族の方
▶介護する方・される方ともに市民税非課税世帯かつ市町村民税課税者の税法上の扶養親族等でない方
▶申し込み、各支所に申請書提出(郵送可)
▶高齢福祉課 ☎21-3081

手書き要約筆記講座
6/4(火)・11(木)・18(木)10:00～12:00
あいよる21 ☎8歳以上 30人
▶電話等申込み
▶身体障害者福祉団体連合会 ☎26-6156

消費生活パナール展
5/25(月)～29(金)8:45～17:30
市役所1階市民ホール
▶くらし安心課 ☎21-3169

後期高齢者医療制度資格確認書の交付条件
8月1日の年次更新時以降、資格確認書の交付条件が変更となります。
▶85歳以上(8/1時点)
▶84歳以下(8/1時点)
・マイナ保険証の利用登録のない方
・マイナ保険証の利用登録のある方
▶「資格確認書」を交付
▶「資格情報のお知らせ」を交付
※受診時はマイナ保険証を提示
※「資格確認書」の交付を希望する場合は申請が必要。申請は随時受付。年次更新時に交付希望の場合は、5月中に申請してください。
▶国保年金課 ☎21-3184

民生委員・児童委員活動強化週間
民生委員・児童委員は、支援が必要な方の相談・援助活動を行っているボランティアです。民生委員の活動として地域内の実情を把握するため、各家庭を訪問する場合があります。
▶5/11(月)～15(金)
▶市役所1階市民ホール
▶民生児童委員連合会 ☎26-6306

くらしに関するお困りごとはくらし安心課へ
一人で悩まずに、相談無料・秘密厳守。
相談内容 問合せ
くらし安心110番 ☎21-3110
(くらしに関する総合相談)
借入問題専用相談ダイヤル ☎21-3160
市民特別相談受付(法律など専門家の助言) ☎21-3136
消費生活センター(悪質商法など消費者トラブル) ☎83-7441
(県田支所内)

宅地権等適切な維持管理
老朽化した権等を管理が不適切な状態に放置すると、かたがたを引き起こし、大きな被害をもたらすことがあります。周囲に被害が及んだ場合には、所有者の管理責任が問われることがあるので、日頃から権等の安全点検を行い適切な維持管理に努めようをお願いします。不安な点があれば、専門家(建設会社や工務店等)に相談してください。
▶都市整備課 ☎21-3395

住宅リフォーム補助金
市内に自らが所有し、居住(予定を含む)している住宅(※)を改修する方
▶住宅：一戸建て、店舗等併用住宅、共同住宅・長屋(パリアフリー、浴室の全室改修のみ) (556.5.31以前に建築・着工したものは地震性を有するもののみ)
▶補助金は、対象工事額の合計が30万円以上ものに限る。既に改修工事の契約・着手しているものは対象外。
▶補助金額 対象額の20%以内(上限20万円。耐震改修は上限40万円)
▶受付期間 5/7(木)～12/18(金)(耐震改修は～9/30(木))
▶住宅課 ☎21-3385

軽自動車税の納税通知書
納税通知書を5月上旬に発送します。軽自動車税は、4/1現在で軽自動車等を所有(所有権留保の場合は使用)している方に課税されます。
4/1現在で所有していない軽自動車等の納税通知書が届いた場合は、抹消や移転の手続きがされていない可能性があります。代理人(自動車販売業者等)に手続きを依頼した方は、依頼先の手続き完了を確認してください。
▶税務室市民税担当 ☎21-3207

国保 子ども・子育て支援金分の徴収開始
4月分から子ども・子育て支援制度に充てるための保険料徴収が、国民健康保険制度においても始まりま。詳しくは、6月にお送りする保険料の決定通知書をご確認ください。
▶国保年金課 ☎21-3150

国民年金付加年金制度
国民年金第1号被保険者の方は、付加年金の制度を利用して得る老齢基礎年金の増額を増やすことができます。
▶国民年金基金加入者、保険料免除者は対象外
▶付加保険料 月額400円
▶年金の増額 老齢基礎年金の受給時に200円×付加保険料の納付月数分(年額)が増額される。
▶国保年金課 ☎21-3159

国民年金への加入
日本にお住まいの20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方や国民年金第3号被保険者ではない方は、国民年金に加入し保険料を納付する必要があります。
制度の内容や保険料の納付方法、免除の手続き等を動画でご案内しています。
▶国保年金課 ☎21-3159

市が設置する審議会等の委員公募
公募要領等は担当課、市役所1階1スペース、各支所で配布、市HPに掲載。
▶高齢者生涯学習推進委員会
▶任期 R11.3.31まで
▶公募期間 5/1(金)～15(金)※消印有効
▶の職以上 1人(女性優先)
▶介護保険課 ☎21-2041
▶中小企業経営者懇話会
▶任期 R.8.6.1～R10.5.31
▶公募期間 5/8(金)まで※消印有効
▶18歳以上(高校生除く) 2人(1人は女性優先)
▶経済企画課 ☎21-3312
▶企業経営者懇話会
▶任期 R10.5.31まで
▶公募期間 5/1(金)～15(金)※消印有効
▶18歳以上(高校生除く) 2人(1人は女性優先)
▶経営企画課 ☎27-9766

移住サポーター2期目スタート
▶移住サポーター(4月から2期目)
白胡 直子さん 津熊 智江さん
北條 社安さん
▶北條社安さんによる移住セミナー
5/10(木)13:30～14:30
※オンライン配信 (YouTube Live)
※事前申込不要

軽自動車税の納税通知書
納税通知書を5月上旬に発送します。軽自動車税は、4/1現在で軽自動車等を所有(所有権留保の場合は使用)している方に課税されます。
4/1現在で所有していない軽自動車等の納税通知書が届いた場合は、抹消や移転の手続きがされていない可能性があります。代理人(自動車販売業者等)に手続きを依頼した方は、依頼先の手続き完了を確認してください。
▶税務室市民税担当 ☎21-3207

国保 子ども・子育て支援金分の徴収開始
4月分から子ども・子育て支援制度に充てるための保険料徴収が、国民健康保険制度においても始まりま。詳しくは、6月にお送りする保険料の決定通知書をご確認ください。
▶国保年金課 ☎21-3150

国民年金付加年金制度
国民年金第1号被保険者の方は、付加年金の制度を利用して得る老齢基礎年金の増額を増やすことができます。
▶国民年金基金加入者、保険料免除者は対象外
▶付加保険料 月額400円
▶年金の増額 老齢基礎年金の受給時に200円×付加保険料の納付月数分(年額)が増額される。
▶国保年金課 ☎21-3159

国民年金への加入
日本にお住まいの20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方や国民年金第3号被保険者ではない方は、国民年金に加入し保険料を納付する必要があります。
制度の内容や保険料の納付方法、免除の手続き等を動画でご案内しています。
▶国保年金課 ☎21-3159

市が設置する審議会等の委員公募
公募要領等は担当課、市役所1階1スペース、各支所で配布、市HPに掲載。
▶高齢者生涯学習推進委員会
▶任期 R11.3.31まで
▶公募期間 5/1(金)～15(金)※消印有効
▶の職以上 1人(女性優先)
▶介護保険課 ☎21-2041
▶中小企業経営者懇話会
▶任期 R.8.6.1～R10.5.31
▶公募期間 5/8(金)まで※消印有効
▶18歳以上(高校生除く) 2人(1人は女性優先)
▶経済企画課 ☎21-3312
▶企業経営者懇話会
▶任期 R10.5.31まで
▶公募期間 5/1(金)～15(金)※消印有効
▶18歳以上(高校生除く) 2人(1人は女性優先)
▶経営企画課 ☎27-9766

移住サポーター2期目スタート
▶移住サポーター(4月から2期目)
白胡 直子さん 津熊 智江さん
北條 社安さん
▶北條社安さんによる移住セミナー
5/10(木)13:30～14:30
※オンライン配信 (YouTube Live)
※事前申込不要

軽自動車税の納税通知書
納税通知書を5月上旬に発送します。軽自動車税は、4/1現在で軽自動車等を所有(所有権留保の場合は使用)している方に課税されます。
4/1現在で所有していない軽自動車等の納税通知書が届いた場合は、抹消や移転の手続きがされていない可能性があります。代理人(自動車販売業者等)に手続きを依頼した方は、依頼先の手続き完了を確認してください。
▶税務室市民税担当 ☎21-3207

国保 子ども・子育て支援金分の徴収開始
4月分から子ども・子育て支援制度に充てるための保険料徴収が、国民健康保険制度においても始まりま。詳しくは、6月にお送りする保険料の決定通知書をご確認ください。
▶国保年金課 ☎21-3150

国民年金付加年金制度
国民年金第1号被保険者の方は、付加年金の制度を利用して得る老齢基礎年金の増額を増やすことができます。
▶国民年金基金加入者、保険料免除者は対象外
▶付加保険料 月額400円
▶年金の増額 老齢基礎年金の受給時に200円×付加保険料の納付月数分(年額)が増額される。
▶国保年金課 ☎21-3159

国民年金への加入
日本にお住まいの20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方や国民年金第3号被保険者ではない方は、国民年金に加入し保険料を納付する必要があります。
制度の内容や保険料の納付方法、免除の手続き等を動画でご案内しています。
▶国保年金課 ☎21-3159

市が設置する審議会等の委員公募
公募要領等は担当課、市役所1階1スペース、各支所で配布、市HPに掲載。
▶高齢者生涯学習推進委員会
▶任期 R11.3.31まで
▶公募期間 5/1(金)～15(金)※消印有効
▶の職以上 1人(女性優先)
▶介護保険課 ☎21-2041
▶中小企業経営者懇話会
▶任期 R.8.6.1～R10.5.31
▶公募期間 5/8(金)まで※消印有効
▶18歳以上(高校生除く) 2人(1人は女性優先)
▶経済企画課 ☎21-3312
▶企業経営者懇話会
▶任期 R10.5.31まで
▶公募期間 5/1(金)～15(金)※消印有効
▶18歳以上(高校生除く) 2人(1人は女性優先)
▶経営企画課 ☎27-9766

移住サポーター2期目スタート
▶移住サポーター(4月から2期目)
白胡 直子さん 津熊 智江さん
北條 社安さん
▶北條社安さんによる移住セミナー
5/10(木)13:30～14:30
※オンライン配信 (YouTube Live)
※事前申込不要

軽自動車税の納税通知書
納税通知書を5月上旬に発送します。軽自動車税は、4/1現在で軽自動車等を所有(所有権留保の場合は使用)している方に課税されます。
4/1現在で所有していない軽自動車等の納税通知書が届いた場合は、抹消や移転の手続きがされていない可能性があります。代理人(自動車販売業者等)に手続きを依頼した方は、依頼先の手続き完了を確認してください。
▶税務室市民税担当 ☎21-3207

国保 子ども・子育て支援金分の徴収開始
4月分から子ども・子育て支援制度に充てるための保険料徴収が、国民健康保険制度においても始まりま。詳しくは、6月にお送りする保険料の決定通知書をご確認ください。
▶国保年金課 ☎21-3150

国民年金付加年金制度
国民年金第1号被保険者の方は、付加年金の制度を利用して得る老齢基礎年金の増額を増やすことができます。
▶国民年金基金加入者、保険料免除者は対象外
▶付加保険料 月額400円
▶年金の増額 老齢基礎年金の受給時に200円×付加保険料の納付月数分(年額)が増額される。
▶国保年金課 ☎21-3159

国民年金への加入
日本にお住まいの20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方や国民年金第3号被保険者ではない方は、国民年金に加入し保険料を納付する必要があります。
制度の内容や保険料の納付方法、免除の手続き等を動画でご案内しています。
▶国保年金課 ☎21-3159

市が設置する審議会等の委員公募
公募要領等は担当課、市役所1階1スペース、各支所で配布、市HPに掲載。
▶高齢者生涯学習推進委員会
▶任期 R11.3.31まで
▶公募期間 5/1(金)～15(金)※消印有効
▶の職以上 1人(女性優先)
▶介護保険課 ☎21-2041
▶中小企業経営者懇話会
▶任期 R.8.6.1～R10.5.31
▶公募期間 5/8(金)まで※消印有効
▶18歳以上(高校生除く) 2人(1人は女性優先)
▶経済企画課 ☎21-3312
▶企業経営者懇話会
▶任期 R10.5.31まで
▶公募期間 5/1(金)～15(金)※消印有効
▶18歳以上(高校生除く) 2人(1人は女性優先)
▶経営企画課 ☎27-9766

移住サポーター2期目スタート
▶移住サポーター(4月から2期目)
白胡 直子さん 津熊 智江さん
北條 社安さん
▶北條社安さんによる移住セミナー
5/10(木)13:30～14:30
※オンライン配信 (YouTube Live)
※事前申込不要

軽自動車税の納税通知書
納税通知書を5月上旬に発送します。軽自動車税は、4/1現在で軽自動車等を所有(所有権留保の場合は使用)している方に課税されます。
4/1現在で所有していない軽自動車等の納税通知書が届いた場合は、抹消や移転の手続きがされていない可能性があります。代理人(自動車販売業者等)に手続きを依頼した方は、依頼先の手続き完了を確認してください。
▶税務室市民税担当 ☎21-3207

国保 子ども・子育て支援金分の徴収開始
4月分から子ども・子育て支援制度に充てるための保険料徴収が、国民健康保険制度においても始まりま。詳しくは、6月にお送りする保険料の決定通知書をご確認ください。
▶国保年金課 ☎21-3150

国民年金付加年金制度
国民年金第1号被保険者の方は、付加年金の制度を利用して得る老齢基礎年金の増額を増やすことができます。
▶国民年金基金加入者、保険料免除者は対象外
▶付加保険料 月額400円
▶年金の増額 老齢基礎年金の受給時に200円×付加保険料の納付月数分(年額)が増額される。
▶国保年金課 ☎21-3159

国民年金への加入
日本にお住まいの20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方や国民年金第3号被保険者ではない方は、国民年金に加入し保険料を納付する必要があります。
制度の内容や保険料の納付方法、免除の手続き等を動画でご案内しています。
▶国保年金課 ☎21-3159

市が設置する審議会等の委員公募
公募要領等は担当課、市役所1階1スペース、各支所で配布、市HPに掲載。
▶高齢者生涯学習推進委員会
▶任期 R11.3.31まで
▶公募期間 5/1(金)～15(金)※消印有効
▶の職以上 1人(女性優先)
▶介護保険課 ☎21-2041
▶中小企業経営者懇話会
▶任期 R.8.6.1～R10.5.31
▶公募期間 5/8(金)まで※消印有効
▶18歳以上(高校生除く) 2人(1人は女性優先)
▶経済企画課 ☎21-3312
▶企業経営者懇話会
▶任期 R10.5.31まで
▶公募期間 5/1(金)～15(金)※消印有効
▶18歳以上(高校生除く) 2人(1人は女性優先)
▶経営企画課 ☎27-9766

移住サポーター2期目スタート
▶移住サポーター(4月から2期目)
白胡 直子さん 津熊 智江さん
北條 社安さん
▶北條社安さんによる移住セミナー
5/10(木)13:30～14:30
※オンライン配信 (YouTube Live)
※事前申込不要

軽自動車税の納税通知書
納税通知書を5月上旬に発送します。軽自動車税は、4/1現在で軽自動車等を所有(所有権留保の場合は使用)している方に課税されます。
4/1現在で所有していない軽自動車等の納税通知書が届いた場合は、抹消や移転の手続きがされていない可能性があります。代理人(自動車販売業者等)に手続きを依頼した方は、依頼先の手続き完了を確認してください。
▶税務室市民税担当 ☎21-3207

国保 子ども・子育て支援金分の徴収開始
4月分から子ども・子育て支援制度に充てるための保険料徴収が、国民健康保険制度においても始まりま。詳しくは、6月にお送りする保険料の決定通知書をご確認ください。
▶国保年金課 ☎21-3150

国民年金付加年金制度
国民年金第1号被保険者の方は、付加年金の制度を利用して得る老齢基礎年金の増額を増やすことができます。
▶国民年金基金加入者、保険料免除者は対象外
▶付加保険料 月額400円
▶年金の増額 老齢基礎年金の受給時に200円×付加保険料の納付月数分(年額)が増額される。
▶国保年金課 ☎21-3159

国民年金への加入
日本にお住まいの20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方や国民年金第3号被保険者ではない方は、国民年金に加入し保険料を納付する必要があります。
制度の内容や保険料の納付方法、免除の手続き等を動画でご案内しています。
▶国保年金課 ☎21-3159

市が設置する審議会等の委員公募
公募要領等は担当課、市役所1階1スペース、各支所で配布、市HPに掲載。
▶高齢者生涯学習推進委員会
▶任期 R11.3.31まで
▶公募期間 5/1(金)～15(金)※消印有効
▶の職以上 1人(女性優先)
▶介護保険課 ☎21-2041
▶中小企業経営者懇話会
▶任期 R.8.6.1～R10.5.31
▶公募期間 5/8(金)まで※消印有効
▶18歳以上(高校生除く) 2人(1人は女性優先)
▶経済企画課 ☎21-3312
▶企業経営者懇話会
▶任期 R10.5.31まで
▶公募期間 5/1(金)～15(金)※消印有効
▶18歳以上(高校生除く) 2人(1人は女性優先)
▶経営企画課 ☎27-9766

移住サポーター2期目スタート
▶移住サポーター(4月から2期目)
白胡 直子さん 津熊 智江さん
北條 社安さん
▶北條社安さんによる移住セミナー
5/10(木)13:30～14:30
※オンライン配信 (YouTube Live)
※事前申込不要

軽自動車税の納税通知書
納税通知書を5月上旬に発送します。軽自動車税は、4/1現在で軽自動車等を所有(所有権留保の場合は使用)している方に課税されます。
4/1現在で所有していない軽自動車等の納税通知書が届いた場合は、抹消や移転の手続きがされていない可能性があります。代理人(自動車販売業者等)に手続きを依頼した方は、依頼先の手続き完了を確認してください。
▶税務室市民税担当 ☎21-3207

国保 子ども・子育て支援金分の徴収開始
4月分から子ども・子育て支援制度に充てるための保険料徴収が、国民健康保険制度においても始まりま。詳しくは、6月にお送りする保険料の決定通知書をご確認ください。
▶国保年金課 ☎21-3150

国民年金付加年金制度
国民年金第1号被保険者の方は、付加年金の制度を利用して得る老齢基礎年金の増額を増やすことができます。
▶国民年金基金加入者、保険料免除者は対象外
▶付加保険料 月額400円
▶年金の増額 老齢基礎年金の受給時に200円×付加保険料の納付月数分(年額)が増額される。
▶国保年金課 ☎21-3159

国民年金への加入
日本にお住まいの20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方や国民年金第3号被保険者ではない方は、国民年金に加入し保険料を納付する必要があります。
制度の内容や保険料の納付方法、免除の手続き等を動画でご案内しています。
▶国保年金課 ☎21-3159

市が設置する審議会等の委員公募
公募要領等は担当課、市役所1階1スペース、各支所で配布、市HPに掲載。
▶高齢者生涯学習推進委員会
▶任期 R11.3.31まで
▶公募期間 5/1(金)～15(金)※消印有効
▶の職以上 1人(女性優先)
▶介護保険課 ☎21-2041
▶中小企業経営者懇話会
▶任期 R.8.6.1～R10.5.31
▶公募期間 5/8(金)まで※消印有効
▶18歳以上(高校生除く) 2人(1人は女性優先)
▶経済企画課 ☎21-3312
▶企業経営者懇話会
▶任期 R10.5.31まで
▶公募期間 5/1(金)～15(金)※消印有効
▶18歳以上(高校生除く) 2人(1人は女性優先)
▶経営企画課 ☎27-9766

移住サポーター2期目スタート
▶移住サポーター(4月から2期目)
白胡 直子さん 津熊 智江さん
北條 社安さん
▶北條社安さんによる移住セミナー
5/10(木)13:30～14:30
※オンライン配信 (YouTube Live)
※事前申込不要

軽自動車税の納税通知書
納税通知書を5月上旬に発送します。軽自動車税は、4/1現在で軽自動車等を所有(所有権留保の場合は使用)している方に課税されます。
4/1現在で所有していない軽自動車等の納税通知書が届いた場合は、抹消や移転の手続きがされていない可能性があります。代理人(自動車販売業者等)に手続きを依頼した方は、依頼先の手続き完了を確認してください。
▶税務室市民税担当 ☎21-3207

国保 子ども・子育て支援金分の徴収開始
4月分から子ども・子育て支援制度に充てるための保険料徴収が、国民健康保険制度においても始まりま。詳しくは、6月にお送りする保険料の決定通知書をご確認ください。
▶国保年金課 ☎21-3150

国民年金付加年金制度
国民年金第1号被保険者の方は、付加年金の制度を利用して得る老齢基礎年金の増額を増やすことができます。
▶国民年金基金加入者、保険料免除者は対象外
▶付加保険料 月額400円
▶年金の増額 老齢基礎年金の受給時に200円×付加保険料の納付月数分(年額)が増額される。
▶国保年金課 ☎21-3159

国民年金への加入
日本にお住まいの20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方や国民年金第3号被保険者ではない方は、国民年金に加入し保険料を納付する必要があります。
制度の内容や保険料の納付方法、免除の手続き等を動画でご案内しています。
▶国保年金課 ☎21-3159

市が設置する審議会等の委員公募
公募要領等は担当課、市役所1階1スペース、各支所で配布、市HPに掲載。
▶高齢者生涯学習推進委員会
▶任期 R11.3.31まで
▶公募期間 5/1(金)～15(金)※消印有効
▶の職以上 1人(女性優先)
▶介護保険課 ☎21-2041
▶中小企業経営者懇話会
▶任期 R.8.6.1～R10.5.31
▶公募期間 5/8(金)まで※消印有効
▶18歳以上(高校生除く) 2人(1人は女性優先)
▶経済企画課 ☎21-3312
▶企業経営者懇話会
▶任期 R10.5.31まで
▶公募期間 5/1(金)～15(金)※消印有効
▶18歳以上(高校生除く) 2人(1人は女性優先)
▶経営企画課 ☎27-9766

移住サポーター2期目スタート
▶移住サポーター(4月から2期目)
白胡 直子さん 津熊 智江さん
北條 社安さん
▶北條社安さんによる移住セミナー
5/10(木)13:30～14:30
※オンライン配信 (YouTube Live)
※事前申込不要

軽自動車税の納税通知書
納税通知書を5月上旬に発送します。軽自動車税は、4/1現在で軽自動車等を所有(所有権留保の場合は使用)している方に課税されます。
4/1現在で所有していない軽自動車等の納税通知書が届いた場合は、抹消や移転の手続きがされていない可能性があります。代理人(自動車販売業者等)に手続きを依頼した方は、依頼先の手続き完了を確認してください。
▶税務室市民税担当 ☎21-3207

国保 子ども・子育て支援金分の徴収開始
4月分から子ども・子育て支援制度に充てるための保険料徴収が、国民健康保険制度においても始まりま。詳しくは、6月にお送りする保険料の決定通知書をご確認ください。
▶国保年金課 ☎21-3150

国民年金付加年金制度
国民年金第1号被保険者の方は、付加年金の制度を利用して得る老齢基礎年金の増額を増やすことができます。
▶国民年金基金加入者、保険料免除者は対象外
▶付加保険料 月額400円
▶年金の増額 老齢基礎年金の受給時に200円×付加保険料の納付月数分(年額)が増額される。
▶国保年金課 ☎21-3159

国民年金への加入
日本にお住まいの20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方や国民年金第3号被保険者ではない方は、国民年金に加入し保険料を納付する必要があります。
制度の内容や保険料の納付方法、免除の手続き等を動画でご案内しています。
▶国保年金課 ☎21-3159

市が設置する審議会等の委員公募
公募要領等は担当課、市役所1階1スペース、各支所で配布、市HPに掲載。
▶高齢者生涯学習推進委員会
▶任期 R11.3.31まで
▶公募期間 5/1(金)～15(金)※消印有効
▶の職以上 1人(女性優先)
▶介護保険課 ☎21-2041
▶中小企業経営者懇話会
▶任期 R.8.6.1～R10.5.31
▶公募期間 5/8(金)まで※消印有効
▶18歳以上(高校生除く) 2人(1人は女性優先)
▶経済企画課 ☎21-3312
▶企業経営者懇話会
▶任期 R10.5.31まで
▶公募期間 5/1(金)～15(金)※消印有効
▶18歳以上(高校生除く) 2人(1人は女性優先)
▶経営企画課 ☎27-9766

移住サポーター2期目スタート
▶移住サポーター(4月から2期目)
白胡 直子さん 津熊 智江さん
北條 社安さん
▶北條社安さんによる移住セミナー
5/10(木)13:30～14:30
※オンライン配信 (YouTube Live)
※事前申込不要

軽自動車税の納税通知書
納税通知書を5月上旬に発送します。軽自動車税は、4/1現在で軽自動車等を所有(所有権留保の場合は使用)している方に課税されます。
4/1現在で所有していない軽自動車等の納税通知書が届いた場合は、抹消や移転の手続きがされていない可能性があります。代理人(自動車販売業者等)に手続きを依頼した方は、依頼先の手続き完了を確認してください。
▶税務室市民税担当 ☎21-3207

国保 子ども・子育て支援金分の徴収開始
4月分から子ども・子育て支援制度に充てるための保険料徴収が、国民健康保険制度においても始まりま。詳しくは、6月にお送りする保険料の決定通知書をご確認ください。
▶国保年金課 ☎21-3150

国民年金付加年金制度
国民年金第1号被保険者の方は、付加年金の制度を利用して得る老齢基礎年金の増額を増やすことができます。
▶国民年金基金加入者、保険料免除者は対象外
▶付加保険料 月額400円
▶年金の増額 老齢基礎年金の受給時に200円×付加保険料の納付月数分(年額)が増額される。
▶国保年金課 ☎21-3159

国民年金への加入
日本にお住まいの20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方や国民年金第3号被保険者ではない方は、国民年金に加入し保険料を納付する必要があります。
制度の内容や保険料の納付方法、免除の手続き等を動画でご案内しています。
▶国保年金課 ☎21-3159

市が設置する審議会等の委員公募
公募要領等は担当課、市役所1階1スペース、各支所で配布、市HPに掲載。
▶高齢者生涯学習推進委員会
▶任期 R11.3.31まで
▶公募期間 5/1(金)～15(金)※消印有効
▶の職以上 1人(女性優先)
▶介護保険課 ☎21-2041
▶中小企業経営者懇話会
▶任期 R.8.6.1～R10.5.31
▶公募期間 5/8(金)まで※消印有効
▶18歳以上(高校生除く) 2人(1人は女性優先)
▶経済企画課 ☎21-3312
▶企業経営者懇話会
▶任期 R10.5.31まで
▶公募期間 5/1(金)～15(金)※消印有効
▶18歳以上(高校生除く) 2人(1人は女性優先)
▶経営企画課 ☎27-9766

移住サポーター2期目スタート
▶移住サポーター(4月から2期目)
白胡 直子さん 津熊 智江さん
北條 社安さん
▶北條社安さんによる移住セミナー
5/10(木)13:30～14:30
※オンライン配信 (YouTube Live)
※事前申込不要

軽自動車税の納税通知書
納税通知書を5月上旬に発送します。軽自動車税は、4/1現在で軽自動車等を所有(所有権留保の場合は使用)している方に課税されます。
4/1現在で所有していない軽自動車等の納税通知書が届いた場合は、抹消や移転の手続きがされていない可能性があります。代理人(自動車販売業者等)に手続きを依頼した方は、依頼先の手続き完了を確認してください。
▶税務室市民税担当 ☎21-3207

国保 子ども・子育て支援金分の徴収開始
4月分から子ども・子育て支援制度に充てるための保険料徴収が、国民健康保険制度においても始まりま。詳しくは、6月にお送りする保険料の決定通知書をご確認ください。
▶国保年金課 ☎21-3150

函館ひんりん

PRキャラのりんりんが函館発輪の情報をゆる〜く伝えて您へ!

日 時	5月	5/2(土)	8:30~22:00
日 時	5月	5/3(日)	8:00~19:00
日 時	5月	5/4(月)	7:00~17:00
日 時	5月	5/6(水)	7:00~19:00
日 時	5月	5/7(木)	8:00~18:00
日 時	5月	5/10(日)	7:00~17:30
日 時	5月	5/15(金)	10:30~20:00
日 時	5月	5/16(土)	8:00~22:00
日 時	5月	5/20(火)	7:00~16:00
日 時	5月	5/22(金)	8:00~18:00
日 時	5月	5/24(日)	7:30~18:30
日 時	5月	5/30(土)	8:00~22:00

HP
PRキャラのりんりんが函館発輪の情報をゆる〜く伝えて您へ!

クルーズ客船入港予定

日 時	船 名	客 船 名
5/2(土)	国	にっぽん丸
5/3(日)	国	オペレーション・オブ・ザ・シーズ
5/4(月)	国	シルバー・ムーン
5/6(水)	国	セブンス・エクスプローラー
5/7(木)	国	クリスタル・シンフォニー
5/10(日)	国	オーシャンリアビエラ
5/15(金)	国	コスタ セレーナ
5/16(土)	国	ルミナラ
5/20(火)	国	ダイヤモンド・プリンセス
5/22(金)	国	クリスタル・シンフォニー
5/24(日)	国	MSC ベリッジマ
5/30(土)	国	飛鳥Ⅲ

HP
函館市市民憲章

- 真心あふれる函館市民、あなたがいきま
- 健康で働く函館市民、にぎわうま
- 文化を誇る函館市民、はぐくむま
- 自然を生かす函館市民、きれいなま
- 郷土を愛する函館市民、のびのびま

HP
納期にご注意

HP
納期には便利なお返金サービス

箱館戦争と五稜郭祭スライドショー

HP
5/15(金)~16(土)11:30~14:30~
箱館奉行所 入館料のみ
第50回記念箱館五稜郭祭と箱館戦争関連画像を大画面のスクリーンにスライド映像 (各回20分)
5/14(月) 函館市公式LINE、電話申込み
5/14(月) 函館市公式LINE、電話申込み

定期普通救命講習

HP
5/13(水)・20(水)・27(水)13:30~16:30
消防本部 市内在住・在勤
各10人 市公式LINE、電話申込み
消防本部救急課 527-0099

「にほんごきょうしつ」日本語教室受講生募集

HP
日本語の勉強を希望する方 (年齢、国籍等は不問、母国語が日本語ではな
い方)
5~3月 (夏期・冬期休講あり)
月曜夜間:入門コース 18:45~20:00
初級1コース 18:45~20:00
木曜午前:読み書きコース 9:45~11:00
初級1コース 11:15~12:30
水曜夜間:初級2コース 18:45~20:00
日曜午前:初級1コース 10:30~11:45
青年センター 各コース10~15人
郵送等申込み
函館日本語教育研究会
090-6448-7524
(一社)サラダボウル 538-9193

自衛官等募集

HP
幹部候補生等で募集があります。詳しい内容はHPをご確認ください。
自衛隊函館地方協力本部
553-6241

千代台公園庭球場定期利用受付(7・8月利用分)

HP
5/1(金)~3(日)17:00
所定の申込書で団体登録と希望曜日を出届
※結果を返送希望の方は通帳はがき、そ
以外の方は私電はがきが必要。
申込配布 下記にて配布
千代台公園庭球場 531-6993

市立函館博物館ミニ企画展(6/28日)

HP
「ヘレン・ケラーが「見た」昭和十二年度函館展」
6/28日まで 博物館
ヘレン・ケラーが昭和12年に函館で行った講演会や本人が触れた社寺模型(市指定文化財)の紹介
5/24(日)に関連イベントとして、視覚障がいと展示鑑賞をテーマとしたワークショップを開催
入館料のみ 523-5480
博物館

NT函館mini 2026

HP
5/4(月)10:00~16:00
地域交流まちづくりセンター
デジタル技術やロボットを
活用した作品群の展示
工業振興課 21-3350

HAKODATEまなびと広場

HP
公民館や博物館、ある図書館、市民ホール等で行われている学習単位が
もたらえる講座、イベントです。
まなびと 検索
1 各講座の最新情報

調理師試験の実施

HP
8/25(木)13:30~16:00
▶ 願書配布場所 総合保健センター 3階、市役所 1階1スペース
▶ 願書受付 4/30(火)~5/15(金)下記で 6,900円 (受験手数料)
生活衛生課 532-1523

新学年卒業者の求人ハローワークに申込みを!

HP
新学年学校卒業業者 (高校、中学)の求人は
6/1(日)からハローワークにて受付開始、
7/1(日)から開始です。将来を見据えた
人材確保のため、求人をご検討願います。
ハローワーク 588-1333

「はかり」の定期検査

HP
取引や証明に使用するばかりは、2年に
1度、定期検査を受検することが計量法
で義務付けられています。検査対象の店
舗・事業所等には事前に検査日をハガキ
等で通知します。なお、商業等のため、
はかりを使用しなくなった場合は、下記
までお知らせください。
計量検査所 527-2555

経済センサスへの回答にご協力を!

HP
経済センサスは、6月1日を調査基準日
として、全国全ての事業所・企業を対象
に行う調査です。
対象企業・事業所にはインターネット回
答用の調査書類を送付し、回答が確認で
きかかった場合、後日調査員が紙の調査
票を配布しますので、ご協力をお願いし
ます。
総務課統計担当 21-3651

就職支援セミナー 就勝塾

HP
就職活動中の方
Gスウェア 各3人
5/13(水) 採用につながる応募書類の書き方-I
5/27(木) 採用につながる応募書類の書き方-II
いずれも13:30~14:30
電話、ウェブ申込み
ジョブカフェ・ジョブサポング函館
531-6060

適性・適職検査

HP
個別で「適性・適職検査」を受けられま
す。結果をもとに自分に合う職業や自分
の知らない一面を知り、就職活動に活か
してみませんか?
5/18(月)・5/28(木)
いずれも13:30~15:00
地域交流まちづくりセンター
15歳~4歳までの求職中の方
電話、ウェブ等申込み
はがきにて若者サポートステーション
586-5450

食品衛生責任者養成講習会

HP
5/25(月)・8/25(水)・11/20(金)・2/4(木)
各10:00~17:10 各70人
函館サモン・マルナルホール(市民会館)
18歳以上 8,500円
FAXまたはメール申込み
函館食品衛生協会
555-6898 FAX: 55-0577
e-mail: hakodatehokuyo@ncv.jp

「片付け」~「不動産処分」をワンストップで!!

HP
「片付け」~「不動産処分」をワンストップで!!
・低料金・スピード対応
・丁寧な仕事・女性スタッフ対応
運営 合同会社MEグループ
【便利屋サービス】函館市田家町1-2番11号
【古物商】北海道公安委員会第11202000333号

空家問題 ご存知ですか?

空家管理にお悩みの方
空家管理にお悩みの方
空家管理にお悩みの方
空家管理にお悩みの方

売却・賃貸・管理...おまかせください!
売却・賃貸・管理...おまかせください!
売却・賃貸・管理...おまかせください!
売却・賃貸・管理...おまかせください!

0120-23-4194
0120-23-4194
0120-23-4194
0120-23-4194

円通寺 立校の郷

季節を問わずいつでもお参りが出来ます
お参りやお参り...お参りが出来ます
お参りやお参り...お参りが出来ます
お参りやお参り...お参りが出来ます

0120-23-4194
0120-23-4194
0120-23-4194
0120-23-4194

「片付け」~「不動産処分」をワンストップで!!

「片付け」~「不動産処分」をワンストップで!!
「片付け」~「不動産処分」をワンストップで!!
「片付け」~「不動産処分」をワンストップで!!

0120-971-6663
0120-971-6663
0120-971-6663
0120-971-6663